

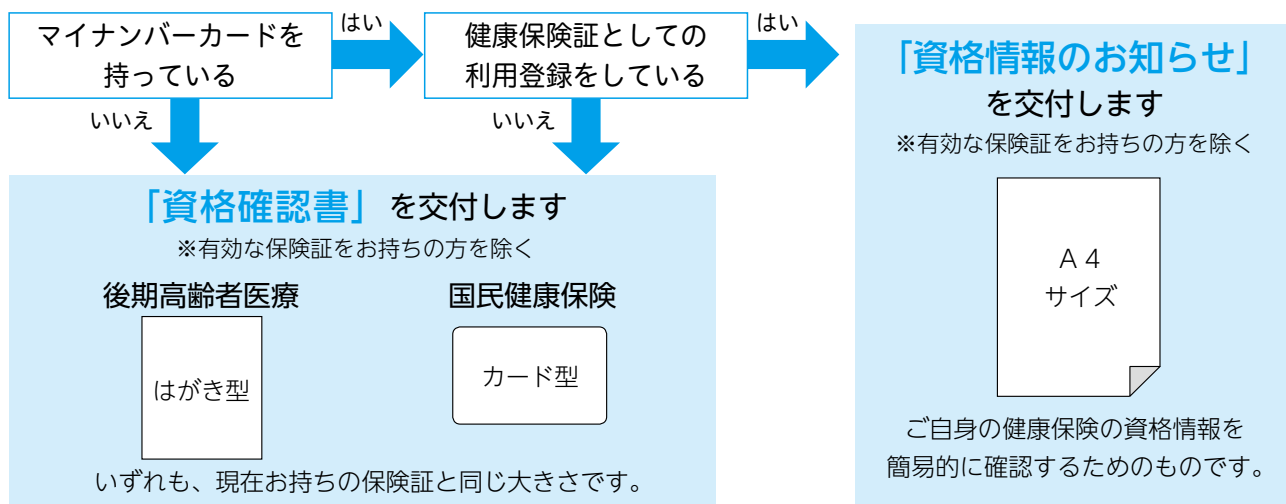
益田市国民健康保険・後期高齢者医療に加入している皆さんへ

現在お手元にある保険証は、記載されている有効期限まで使うことができますが、12月2日以降は現行の保険証等は新たに発行されなくなります。

12月2日以降、お手元にある保険証の有効期限が切れる前に「マイナ保険証」の保有状況に応じて、次のとおり「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。また、国民健康保険に加入されている方で、保険証の有効期限内に保険証を紛失された方や、住所や負担割合など保険証の内容に変更があった方も、同様に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。

なお、12月2日から令和7年7月末までの期間は、新たに後期高齢者医療に加入された方や、後期高齢者医療に加入されている方で保険証を紛失された方や内容に変更があった方には、**マイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」**を交付します。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード



「資格確認書」に該当する方

- これまでの保険証と同じように、医療機関等の窓口に提示して使うことができます。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証などの情報は、それぞれ次のとおりです。

後期高齢者医療	国民健康保険
本人からの申請を受けて、 <u>資格確認書に併記することができます。</u>	世帯主からの申請を受けて、これまで通り別途、 <u>認定証等を交付します。</u>

「資格情報のお知らせ」に該当する方

- 「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できません。
- マイナ保険証の読み取りができない場合は「資格情報のお知らせ」（または、有効な保険証）をマイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。
- マイナ保険証を利用する場合、限度額適用・標準負担額減額認定証などを用意する必要はありません。ただし、住民税非課税世帯の方が長期入院に該当する場合などは申請が必要です。

以下に該当する場合も「資格確認書」を交付します

- ①マイナ保険証の利用登録解除の申請をした方
- ②ご自身でマイナ保険証の解除登録をした方
- ③マイナンバーカードの有効期限が切れた方
- ④マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3カ月が経過した方
- ⑤マイナンバーカードを返納した方
- ⑥住民基本台帳事務における支援措置を受けている方

以下に該当する方は申請することで「資格確認書」の交付を受けることができます

- ①障がいがあるなど、マイナ保険証での受診が困難な方
- ②マイナンバーカードを紛失した方
- ③マイナンバーカードを更新中の方
- ④お手元の保険証を紛失等された方

【問い合わせ先】 市保険課 保険係（国民健康保険担当）

☎ 31-0212 ☎ 24-0180

保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215 ☎ 24-0180

※益田市国民健康保険または後期高齢者医療以外に加入している方は、加入している医療保険者へお問い合わせください。